

令和7年度 低濃度PCB廃棄物等フォローアップ調査業務委託 仕様書

1 目的

本業務は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下、PCB特措法）に基づき、低濃度ポリ塩化ビフェニル（以下、PCB）廃棄物等の処理期間内における適正処理を保管事業者等に指導するため、該当の廃棄物等を保管等している可能性のある市内の建物の所有者等に対して、アンケート調査（郵送・Web）を行う。

2 委託期間

令和7年9月15日から令和8年3月19日までとする。

3 履行場所

受注者の電算施設等

（詳細な業務の実施場所については、発注者と協議の上決定する。）

4 提出書類等

- （1）受注者は、契約締結後、遅延なく業務計画書を提出すること。
- （2）受注者は業務の完了にあたり、完了届を提出するものとする。

5 発注者からの提供物

業務にあたり発注者が提供するもの（データの主な構成は「各データ対比表」参照）は以下のとおりとする。なお、提供物については業務完了後、速やかに返却すること。

（1）低濃度事業者リスト（エクセル形式ファイル）

平成29年度以降実施してきたPCB廃棄物等に係る掘り起こし調査、フォローアップ調査及び令和6年度に実施した低濃度PCB廃棄物等掘り起こし調査により、低濃度PCB廃棄物等の保有の疑いがある事業者を集約したリスト

（2）PCB特措法に基づく保管状況等届出リスト（エクセル形式ファイル）

PCB特措法に基づき千葉市に報告されたPCB廃棄物等の保管及び処分状況等の届出リスト

（3）電気事業法に基づくPCB含有電気工作物の届出リスト（エクセル形式ファイル）

電気事業法電気関係報告規則に基づき経済産業省関東東北産業保安監督部に報告されたPCB含有電気工作物の届出リスト

各データ対比表		
(1) 低濃度事業者リスト	(2) P C B 特措法に基づく 保管状況等届出リスト	(3) 電気事業法に基づく P C B 含有電気工作物の届出リス ト
事業者名	届出者	設置者名
事業場の名称	事業場名称	事業場名称
	事業場郵便番号	事業場郵便番号
事業場所在地	事業場住所	事業場所在地
	事業場建物名	
	分類名称	機種
	容量、容量単位文字	容量
	濃度区分	
	製造者文字	製造者名
	型式	表示記号等（型式）
	製造番号	
	製造年	製造年月
		設置年月
		廃止年月

6 調査内容

(1) 調査対象

ア 発注者が提供する上記 5 「(1) 低濃度事業者リスト」に記載の事業場のうち、同「(2) P C B 特措法に基づく保管状況等届出リスト」及び同「(3) 電気事業法に基づく P C B 含有電気工作物の届出リスト」に記載の事業場（重複事業場）を除いた事業場及び事業者で、本市が令和 6 年度に実施した低濃度 P C B 廃棄物等掘り起こし調査の結果、所有者不明、未達であった事業場及び有効回答が得られなかった事業場（最大事業場数：1 0 0 件程度）

【以下、「調査対象リスト①」とする。】

イ 発注者が提供する上記 5 (3) 「電気事業法に基づくポリ塩化ビフェニル含有電気工作物の届出リスト」に記載の事業場（状態ステータス：廃止）のうち、同(2)「P C B 特措法に基づく保管状況等届出データ」に記載の事業場（重複事業場）を除いた事業場及び事業者（最大事業場数：2 0 0 件、最大事業者数 1 3 0 件程度）

【以下、「調査対象リスト②」とする。】

(2) 調査事項

- ア 低濃度P C B含有又は含有不明の電気機器の有無
- イ 廃棄物として保管している低濃度P C B含有機器の有無及びその情報
- ウ 使用中の低濃度P C B含有機器の有無及びその情報
- エ その他必要な事項

7 業務内容

(1) データの整理及び調査対象リストの作成

- ア **【調査対象リスト②】**の作成
- イ 事業場名称及び事業者が複数の調査対象建物を所有する場合は、名寄せ等により調査書類の重複案内を防ぐ措置を講じること。
- ウ 事業場名称及び事業者名は、過去の住所や事業場名称も含まれている可能性があるため、最新の企業情報等を利用する等により更新のうえ、最新の郵便番号、住所、事業場名称及び事業者名に変更し、**【調査対象リスト②】**のデータを作成すること。
- エ 事業者が法人の場合は、電話番号情報が付与されていないリストには可能な限り付与を行うこと。なお、入手方法については事前に協議するものとし、電話データ購入等で費用が別途発生する場合は受注者の負担とする。
- オ **【調査対象リスト①、②】**は、調査番号を付与する。
番号は連番とし、複数の建物を所有している調査対象者は建物ごとに枝番を付与する。なお、調査リスト①、②でそれぞれ別番号を付与すること。
- カ その他、調査に必要なデータ項目の追加等については発注者と協議すること。

(2) アンケート調査票等の作成、印刷、封入（郵送・Web）

- 受注者負担による郵送配布及び郵送回収を行う。なお、回答方法として、調査票の返信に加え、調査票にQRコード等を記載し、インターネット上での回答もできるようにすること。
- ア アンケート調査票等を作成し、**【調査対象リスト①、②】**の事業場名称または事業者宛てに調査票等を印刷、封入を行う。
 - イ 受注者は、発注者が提供する資料に基づき、回答者が理解しやすく、回答しやすいアンケート調査票、調査依頼文及び、別紙参考資料の原稿案を作成し、発注者と協議のうえ、印刷及び封入業務を行う。
 - ウ 封入は事業場名称または事業者名宛てに行うものとし、アンケート調査票には、宛先（郵便番号、住所、事業場名または事業者名、整理番号）、及び依頼者に関する情報（受注者名、発注者担当課名、問い合わせ先情報（受注者の問い合わせ電話番号、FAX番号等）を直接印刷することで作成する。なお、発送用封筒は角型2

- 号封筒を使用し、当該封筒にタックシール等により事業場名称または事業者名を表示のうえ、上記の各情報の全部または一部を印刷した書類を封入し発送すること。
- エ Webでの回答も可能となるよう、スマートフォン・パソコン等からアクセス可能な回答システムを設けること。また、調査対象者ごとにID・パスワードを発行し、ログインすることで回答が可能となる認証ページを設けるものとする。（郵送方式とWeb方式による同一人物からの重複回答の有無を識別できるようにすること）回答内容はアンケート調査票における設問と同一のものとする。
- オ Webで回答した場合、回答後に、回答済み、あるいは回答内容について確認できるフォーマットを作成すること。
- カ アンケート調査票の回答期限は、発注者と協議の上決定するものとする。
- キ アンケート調査における発送物（例）の内訳は以下のとおりとする。

・ 発送用封筒	： 角型 2 号封筒	1 枚
・ 調査依頼文	： A 4 判白黒片面印刷	1 枚
・ アンケート調査票	： A 3 判カラー両面印刷	1 枚
・ 別紙参考資料	： A 3 判カラー両面印刷	1 枚
・ 別紙リーフレット	： A 3 判カラー両面印刷	<u>1 枚※本市から提供</u>
・ 返信用封筒	： 長形 3 号封筒	1 枚
※料金別納（後納）郵便等にて発送のうえ、料金受取人払い（受注者負担）とする。		

（３）アンケート調査票等の発送

封入・封緘したものについて、発送を行う。発送に係る費用は受注者の負担とする。
 なお、引き抜きを行う必要が生じた場合には、本市の指示により発送前に引き抜きを行ったうえ、本市に引き渡すものとする。

※誤発送の防止

調査書類を発送する際は、誤発送が生じないよう宛先情報のチェック体制を整えること。万が一誤発送が生じた場合は、速やかに報告するとともに、対象者に対して誠意をもって対応すること。

（４）問い合わせ対応

調査及び低濃度PCBに関する事項について、下記のとおり電話による問い合わせ対応を行う。

- ア 対応者の教育等については受注者が責任を持って行うものとし、廃棄物処理法、PCB特別措置法等の関係法令に対する知識を有し、PCB廃棄物の処理等に関する現状を把握している者が教育にあたること。対応者は関係法令及びPCB廃棄物

の処理等の現状を十分に理解したうえで対応を行うこと。

イ 問い合わせに対する対応マニュアルを作成し、発注者の承諾を得ること。問い合わせ内容について疑義が生じた場合は、発注者へ確認のうえ受注者において対応すること。詳細については発注者と協議の上決定する。

ウ 回線はフリーダイヤルとし、回線設置及び通話等に係る費用は、受注者の負担とする。

エ 対応期間は、調査票を発送した日の翌日から最低28日間（土曜日・日曜日・祝日を除く）、対応時間は原則午前9時30分から午後4時30分までとする。

ただし、市役所の開庁時間の範囲内においてこれを延長しても構わない。

オ 調査票を発送した日の翌日から専用の電話回線1回線以上を設置し、1名以上の体制で対応すること。

カ 問い合わせには適切かつ誠実に対応し、話中時においても待ち合わせ等が可能なよう対策を講じること。

キ 対応者の代筆にて電話による回答を受け付けても構わないが、回答事項については可能な限り詳細な内容を聞き取り、記録し提出すること。

ク 対応時間外は対応している日時が案内される自動音声の設定を行う。

ケ 電話が繋がらない場合に、受注者が設定する電話番号が案内される自動音声の設定を行う。

（５）未達物件等に関する調査

宛先不明等により調査票が返送された場合は、現在の所有者等について、企業情報等を利用した調査及び住宅地図やブルーマップを利用した調査、必要に応じて法務局の登記簿を取得するなど、必要な調査を行った上で、調査票の再送付を行うこと。

なお、具体的な実施方法は予め発注者と協議して決めることとし、当該調査において費用が発生する場合は、受注者の負担とする。なお、取得した登記簿のPDFデータについては、本市確認用の資料として、成果品に加えて納品するものとする。【想定件数】最大150件（回答率5割想定）

（６）未回答者への督促

未回答者（未達事業場を除く）に対し、下記のとおり督促を行う。

ア 調査協力依頼ハガキの送付

アンケート調査回答期限において未回答である調査対象者に対し、V型圧着ハガキを作成し、ハガキ内側にWeb回答用URLやQRコード、調査対象者のID・パスワードを記載するものとする。【想定件数】最大240件（回答率2割想定）

イ 電話による督促

電話番号付与ができた法人で、未回答となっている場合のみとする。電話による対応はP C B特別措置法、廃棄物処理法等の関係法令に対する知識を有し、P C B廃棄物の処理等に関する現状を把握している者が行うこと。

(ア) 回線設置及び通話等に係る費用は、受注者の負担とする。

(イ) 督促は2名以上の体制で行うこと。

(ウ) 電話不通等の場合、日時を変えて少なくとも3回は架電を行うこと。なお、督促ができなかった場合はその旨を記録すること。

(エ) 対応者の代筆にて電話による回答を受け付けても構わないが、回答事項については可能な限り詳細な内容を聞き取り、記録し提出すること。

(7) 調査票の集計・報告書の納品

全調査対象者に対する「調査結果リスト（エクセル形式の電子データ）」を調査票の返送状況に応じて作成する。なお、データの主な構成は下表のとおりとする。また、集計方法及びリストに記載する詳細な内容は、発注者と協議して決めるものとする。

調査の結果、回答が得られなかった事業者の住所を、地図情報に取り込むことで確認できるようにすること。データの形式については発注者と協議の上、決定する。

※調査票の回収率は50%程度を想定

	回答が得られた事業場	回答が得られなかった事業場	未達事業場
調査対象事業場の名称、住所	○	○	○
調査票記入者名、住所、連絡先	○		
調査票の返送状況	○	○	○
調査事項の回答内容	○		
督促日時、回答、結果	○	○	
地図情報			○
その他参考事項	○	○	○

8 スケジュール

おおよそのスケジュールは下表のとおりとする。

内容	時期
データの整理及び調査対象リストの作成	令和7年9月15日～10月14日
アンケート調査票等の作成、印刷、封入	令和7年10月15日～10月31日
アンケート調査票等の発送	令和7年11月1日～11月5日
未達物件等に関する調査、未回答者への督促（再送付含む）	令和7年12月1日～令和8年1月31日

9 個人情報の保護

- ア 業務の遂行にあたっては個人情報の保護に関する法律その他必要な法令等を遵守すること。
- イ 業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、機密や個人情報を含む成果品を許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- ウ 提供したデータは、本業務の目的のためのみに用いるものとし、許可なく複写又は複製してはならない。また、業務完了後はデータ等を発注者に返却又は消去しなければならない。

10 委託業務要件

- ア 本業務委託の作業にあたり、受注者は全国の過去の住宅地図住宅情報を備え、過去の住宅データと最新の住所データの置き換えを行い本業務に使用すること。
- イ 本業務委託の作業にあたり、受注者は最新（直近1年以内）の法人電話帳データを所有し、かつ、そのデータを最新の住所データと突合し、電話番号を付与できる手段を有しており、また、そのデータ及び手段を本業に使用できること。

11 成果品及び納品先

業務内容に示された事項について、報告書を作成すること。作成した報告書は紙及び電子データ（CD-R等）で各1部作成するものとし、回収した回答票の原本を調査番号順にまとめたものと併せて納品すること。

なお、7（5）に記載のとおり、取得した登記簿のPDFデータについても調査番号順にまとめ、併せて納品すること。

12 成果品の帰属

本業務に伴い作成された成果品の権利は、発注者に帰属する。

13 その他

業務内容に関して疑義が生じた場合等、必要が生じた場合はその都度発注者と協議を行うものとする。